

# 家庭用エアゾール防水スプレー製品等の 安全性向上のための自主基準

制定 平成 6年8月18日

改訂 平成27年3月12日

改定 平成28年3月7日

一般社団法人日本エアゾール協会  
防水スプレー連絡会・小委員会

## 目 次

I	はじめに	3
II	自主基準	
	第一条 目 的	6
	第二条 適用範囲	6
	第三条 製 品	7
	第四条 安全確認試験法	8
	第五条 表 示	9
	第六条 製造基準	17
	第七条 消費者対応	18
	第八条 関連文書・関連法規	18
	第九条 附 則	19
	第十条 制定・改訂履歴	20

## 別紙

家庭用エアゾール防水スプレー等の「付着率」安全確認試験

家庭用エアゾール防水スプレー等の「噴霧粒子径」安全確認試験

## I はじめに

近年におけるわが国の社会環境及び生活環境は、住居形態の洋風化、密閉化、個室化等、あるいは、より快適な生活空間を求める消費者の価値観やニーズの多様化、個性化、及び消費生活の高度化など大きく変化してきました。

それにともない、室内、自動車内、あるいはトイレ等で使用する種々の一般消費者用のエアゾール製品に対する需要が高まり、それらの製品市場規模は年ごとに拡大しつつあります。

これらの製品は、製造や販売に携わる、製造者あるいは販売業者は、それぞれ自社の責任において、各社独自の安全性、有効性基準の判断に基づく製造であり、品質管理であり、消費者の便益ある製品づくりに努めてまいりました。

このため、私どもエアゾール関係業者は、業界自らを厳しく律し、一般消費者により安全にご使用いただける品質を確保した製品の供給を行い、より信頼される業界とすることを目的としておりました。

しかしながら、エアゾール防水剤は、一般のエアゾール製品に比べて、一回当たりの使用量が多く、且つ使用時間も長いので、スプレーに対する安全性に関しては十分な配慮が必要である。現に、スキーウェア等に大量に噴射した場合に吸入による中毒症状を呈する事故が発生していることはご高承の通りです。

1992年（平成4年）暮からスキーシーズンにかけて、スキーウェアに防水スプレーを使用した際に、呼吸困難、咳などの呼吸器系症状を主訴とした急性中毒事故が急増し、さらに、1993年（平成5年）冬には前年を上回る多くの中毒事故が発生したため、2月8日合同会議で厚生省、国立衛生試験所、日本中毒情報センター及び日本エアゾール協会、防水スプレーメーカー、撥水剤メーカー、充填製造会社から構成された、「防水スプレー連絡会・小委員会」を設立して協議を行い、その中毒事故の原因究明を行うとともに、より安全性の高い製品を製造するために必要な諸要素を明らかにするために、調査研究が行われました。

1994年（平成6年）8月18日当連絡会は、防水スプレー等による健康被害の再発防止を目的とした「エアゾール防水剤の安全性向上のための暫定指針」を策定した。

1998年（平成10年）3月厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室「防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引き」が公表されました。

本書は、過去の中毒事故に関する原因究明の成果等を踏まえ、防水スプレーの製造、使用の際に生じるリスク及びリスク要因を把握し、事故防止に努め、また当該製品の品質及び安全性の向上を図るために作成されたものである。当室が先に策定した「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」に基づき、事業者が、設計・製造から使用・廃棄に至る安全確保のための手順を定めた「防水スプレー安全確保マニュアル」を作成する際の手引書であります。

1998年（平成10年）4月20日厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室「防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引き（概要）」が公表されました。

本書は、初版に関する原因究明の成果の追加及びシリコンオイルを含有する中毒事故において生じた肺障害を再現することを目的として、試作スプレーについて動物（マウス）を用いたスプレー使用実験を行い、その成果を含めた手引き書であります。

2013年（平成25年）4月4日独立行政法人 国民生活センターによる「フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性－防水効果をうたっていない商品について－」注意喚起報道発表がされました。発表概要は、2012年（平成24年）11月15日、消費者庁が消費者安全法の重大事故として、UVスプレー（衣類用）使用による肺障害（重症）1例を公表され、「衣類用スプレー製品」について試買テストが実施された結果、中毒事故のリスクが高いもの等があったことから、事業者及び行政に対し「防水スプレー」に準じた安全対策を行うよう要望が出されました。

2013年（平成25年）8月8日厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室より「防水スプレー安全確保マニュアル作成手引き見直しに関する検討会」開催要請を受け、当連絡会の検討会の委員選定にあたり、日本エアゾール協会の技術委員会メンバーを主として、撥水剤原料・販売会社を含めて7名任命しました。

2013年（平成25年）12月17日「平成25年度第1回 家庭用品安全確保マニュアル（防水スプレー等）検討会」が開催され、厚生労働省「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を基本に、再発防止見直し案の主な改定項目として

- i リスク総合的検討
- ii リスクコミュニケーション
- iii 品質保証

家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引の見直しに関する論点として、

#### 1. 適用範囲の見直し

フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む「衣類用スプレー製品」追加の是非について見直しを行う。

背景として、2013年（平成25年）4月4日に独立行政法人 国民生活センターが「フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性－防水効果をうたっていない商品について－」報道発表したことを受け、適用範囲の見直しが必要。

#### 2. 各製品の噴霧粒子の吸入に関する安全性の目安値としている噴霧粒子径と付着率の見直し（噴霧粒子が吸入されにくい処方について）

背景として、現在の当該マニュアルでは、中毒事故の未然防止の目安値として、 $10\mu\text{m}$ 以下の微粒子の存在率が0.6%以下であることが挙げられているが、噴射剤に関する補正の適否（噴射剤がガス成分であることから、噴射後すぐに気散してしまい、付着率に関与していない。等）、実行可能な試験方法の妥当性の検証等について見直しを行う。

#### 3. その他必要な見直し

背景として、「防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引き」の基準が示されてから17年が経過しているなかで、経年にわたって吸入による中毒症状を呈する呼吸困難、咳などの呼吸器系症状を主訴とした急性中毒事故が発生していたことから、現在の科学的水準に合わせた見直しを行う。

今般、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室の要請で、「家庭用品品質表示法」及び「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」の法令遵守をもとに、当連絡会で今日まで積み上げてきた製品安全に係わる各種の取り決めを、体系的にまとめ上げるとともに、消費者安全性のさらなる確保を目指し、改めて業界自主基準を制定し直すことにした。自主基準の適用範囲は家庭用製品とするが、輸入品及び業務用製品の一部には家庭用製品に準ずる販売・使用実態の製品も存在することから、それらについては本自主基準を準拠することとしました。

このような状況を踏まえて、当連絡会としては、当該製品の安全性を確保し当該事故の抑制を一層図ることが急務と考え、現在まで知り得た知見をもとに業界自主基準を制定し、運用することに決定したものです。

したがって、安全な製品を得るための参考とすべき指針であることを念頭におかれて、製品のスプレーの安全性に関して、各事業者は、改めて制定された本自主基準を運用することとなるが、この基準によって、消費者に対して、より安全な製品の提供と信頼を高めるとともに、公平、公正、協調がさらに促進され、業界の発展に寄与することを十分ご理解の上、当該製品の安全確保のために、ご協力と周知徹底をお願いします。

## II 自主基準

### [目 的]

第一条 本基準は、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室より発行された「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引」に沿った、過去に発生した事故の原因究明等を通して、家庭用エアゾール防水スプレー製品等の製造、使用等の際に生じるリスク及びリスク要因を把握し、事故の未然防止に努め、当該製品の品質及び安全性の向上に資することを目的として作成したものである。

### [適用範囲]

#### 第二条

1. 本基準は、衣服、布、皮革の撥水、防汚、紫外線防止（UV）、静電防止及びそれらに類する機能付与を目的に、**主剤としてフッ素樹脂、シリコーン樹脂等**をスプレーにより噴霧して塗布する形で使用される家庭用防水スプレー製品、衣料（繊維）用スプレー製品（以下「家庭用エアゾール防水スプレー製品等」。）に適用される。

使用対象物として、撥水、紫外線防止（UV）、色あせ防止、静電防止、汗じみ防止等を目的とした衣料（繊維）用の繊維製品及び防水、防汚、艶出し等を目的として靴等皮革製品に適用される。

2. 次に掲げるものは本基準に適用しない。

- ① 主剤が他にあるもの。
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の適用を受けるもの。
- ③ 主目的が他にあるもの。
- ④ ハンドポンプ式スプレー製品
- ⑤ 業務用・産業用専用のもの。

なお、業務用製品であっては、一般消費者に使用される可能性のある製品については適用範囲内と考え、準拠することとした。

輸入品については、本自主基準の〔安全確認試験法〕第四条に適合していることを確認後、「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」の輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準第12の16項第1号チの確認試験を行い、適合していること。なお、第12の16項第1号チ（イ）は、経済産業省告示第185号（平成23年8月26日）の経済産業大臣が定める毒性ガスで、エアゾールの製造には、毒性ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）を使用しないこと。

## 適用される具体例

対象物質(主剤)	用途区分	使用対象物	使用事例
フッ素樹脂	撥水	繊維製品	おしめカバー、よだれ掛け、ベビーカー、ブラウス、ショール、ネクタイ、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、和服、着物帯、寝具、タオル、カーテン、バック、マフラー、ラッシュガード、パーカー、ブルゾン等
	紫外線防止(UV)		
	色あせ防止		
シリコーン樹脂	静電防止	スポーツウェア	フード付きタオル 等
		アウトドア用品	レインコート、傘、日傘、釣り用ウェア、釣り用バック、リックサック 等
	汗じみ防止	繊維製品	ブラウス、下着、上着 等
		ホビー	ぬいぐるみ 等
	防水 防汚 艶出し クリーナー	皮革 等	靴、ブーツ、スエード、ミューールパンプス、スポーツシューズ等
	防汚	家具 等	テーブルクロス、ソファー、壁紙、襖、レザー家具 等

## [製 品]

### 第三条

家庭用エアゾール防水スプレー製品等は次の基準に適合するものでなくてはならない。

1. 安全性・有効性及び安定性が次の諸点に置いて確認されていること。
  - (1) 製品を製造又は販売するものは、その安全性について本基準の製造基準第六条第2項第(12)号に適合し、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室より発行された「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引」に沿ったものである事を確認しておくこと。
  - (2) 製品を製造又は販売するものは、その有効性について適正な安全確認試験方法により確認しておくこと。
  - (3) 製品を製造又は販売するものは、おおよその流通期間を考慮して、適正な試験方法により製品の安定性を確認しておくこと。
2. 家庭用エアゾール防水スプレー製品等は、1回当たりの使用量が極めて多いのでスプレーの安全性確保の見地から、

- (1) より安全な家庭用エアゾール防水スプレー等の撥水、防汚等の設計手法は、使用実績からみて中毒事故の発生の少ない製品に用いられている溶剤、樹脂等の成分を使用すること。
  - (2) 製品の安全性については、各成分の SDS、文献等の各種情報源等を利用して情報を収集・評価して、担保できるようにしておく必要がある。
  - (3) 原材料の毒性情報が十分得られなかった場合又は製品の安全性評価には不十分と考えられる場合は、製品の使用状況、成分量等を考慮して、必要に応じて新規に試験を実施する等、十分な情報の収集に努めること。
  - (4) 製品の安全性は、リスク評価をもとに行う。具体的には、配合する濃度、使用条件等を元にはばく露評価を行い、収集した危険有害性情報から得られる無影響濃度、無影響量等との比較によって行う。
  - (5) 化学物質の毒性情報等の収集に当たり「事業者向け GHS 分類ガイダンス（平成 25 年度改訂版）（平成 25 年 7 月）」に基づく情報は有用であるので考慮されたい。
  - (6) 動物を用いた吸入毒性試験等により、製品の安全性を確認している場合はその限りでない。
3. 家庭用エアゾール防水スプレー製品等は、次の噴霧特性について考慮されていること。
- (1) 製品をスプレーした場合、吸入して肺の深部まで到達すると肺障害性の中毒事故が確認されたため、危険が高いと考えられる。極く微細な粒子（噴霧粒子径  $10\mu\text{m}$  以下の粒子存在率）の生成を極力抑えるようにすること。
  - (2) 製品を対象物にスプレーした場合、ミストが対象物に付着（付着率）するようにし、その飛散を極力抑えること。

#### [安全確認試験法]

第四条 家庭用エアゾール防水スプレー製品等には、次の安全確認試験法で確認されていること。

安全確認の基準については、本基準の製造基準第六条第 2 項第(4)号に適合し、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室より発行された「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引」に沿ったものである事を確認しておくこと。

1. 「付着率」安全確認試験

2. 「噴霧粒子径」安全確認試験

なお、エアゾール製品の技術上、品質、安全性確認は、一般社団法人日本エアゾール協会自主基準「エアゾール試験・検査要領自主基準」2013 年（平成 25 年 10 月 1 日）制定の技術基準に適合したエアゾール試験・検査要領で、確認、実施されていること。



[表 示]

第五条

家庭用エアゾール防水スプレー製品等の製品には次の事項が明示されていること。

1. 製品名 原則として、品名と矛盾しないこと。

2. 用途区分

(1) 用途区分の表示に関しては、上の表の欄に掲げる用途区分に準じ、それぞれ、同表の欄に掲げる用途区分名を示す文字を用いて表示すること。

(2) 複数の用途区分に該当するものは、用途区分名を示す文字を併記することができる。

3. 成分表示

成分の表示に関しては、有効性（効果）を発揮する成分及びその他の主要な成分を一般名又は化学名で表示すること。

**配合成分の撥水対象物質（主剤）のフッ素樹脂、シリコーン樹脂等の成分を必ず記載すること。**

ただし、多成分からなる混合物及び成分の特定が化学的に不可能な場合は総称名（例えば、香料、植物精油、植物抽出物 等）で表示することができる。

4. 家庭用エアゾール防水スプレー製品等の製品表示

製品の使用用途、方法に合った適切な注意表示をすること。

なお、製品の特性に応じて次に掲げる事項以外にも注意・警告・対処すべき事項がある場合は自己の責任でその事項を表示すること。

(1) 統一注意表示事項

統一注意表示事項は必ず記載すること。

・注意

・吸い込むと有害

・必ず屋外で使用 又は ・必ず車外で使用

又は、警告・禁止文言を記載してもよい。

・室内で使用しないこと。 又は ・車内で使用しないこと。

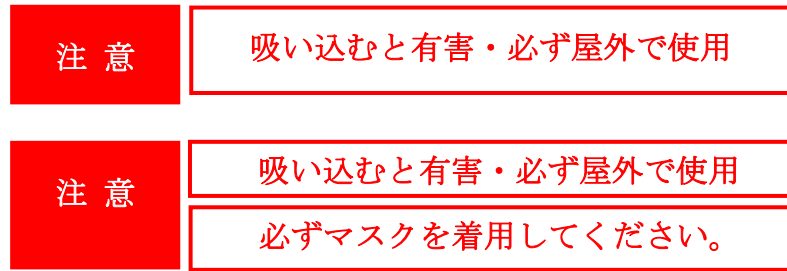
統一表示に続けて、付帯文言を記載することが望ましい。

・必ず注意を読んでからご使用ください。

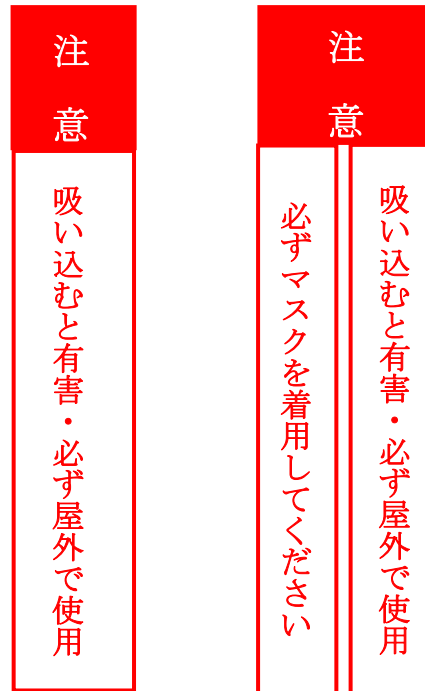
・必ずマスクを着用してご使用ください。

・使用上の注意をよく読んでください。

(2) 統一注意表示例



又は、



- ① 「注意」は、赤地に白抜き文字で必ず記載する。枠形状は長方形とする。
- ② 小判又は丸形でもよい。
- ② 「文言」は、白地に赤色文字とする。
- ③ 表示事項は、製品の特性に応じて組み合わせて表示すること。
- ④ 枠の縁取りは赤色で長方形とするが、注意表示であることが一目で分かれば多少変えてもよい。  
また、縦書き、横書きの何れでもよい。
- ⑤ 赤色が下地の色に埋没するデザインの場合には、注意表示であることが一目でわかるような色を選ぶこと。
- ⑥ 文字の大きさは、容器容積に応じて次の通りとする。  
JIS Z 8305 : 1962 に規定する文字大きさ・高さ

内容積区分	JIS 文字ポイント数	文字大きさ・高さ
内容積 200cm <sup>3</sup> 以上	漢字 14ポイント以上	4.9 mm 以上
	平仮名 8ポイント以上	2.8 mm 以上
	英字 8ポイント以上	2.8 mm 以上

内容積 200cm <sup>3</sup> 未満	漢字 10ポイント以上	3.5 mm 以上
	平仮名 6ポイント以上	2.1 mm 以上
	英字 6ポイント以上	2.1 mm 以上
内容積 100cm <sup>3</sup> 未満	大きさを定めない。	

※ 文字の大きさは、以下のいずれかの方法で確認する。

- ・ポイント数確認シート(写真植字級数表)で測定。
- ・スケール付ルーペ等を用いて最小単位 0.1mm まで測定。

- ⑦ 表示位置は、原則としてデザインの正面とし、注意表示であることが消費者に一目で分かるようにすること。
- ⑧ 統一表示は、容器に直接印刷することを原則とする。  
また、消費者の注意を喚起するため、併せてステッカー等で表示することが望ましい。

### (3) 中毒事故発生予防に関する注意表示事項

- ① 個々の製品の注意表示事項は、製品の特性により異なるため特に統一せず個々の判断により、潜在的にあるリスクを予防する文言を付加することとするが、中毒事故発生予防に関する【注意事項】、【応急措置】等の注意喚起表示事項は次の文言は必ず記載すること。

#### 【注意事項】

- ・吸い込むと嘔吐・呼吸困難・肺障害などを引き起こすことがあるため、下記の注意を必ず守ってください。
- ・多量に吸い込むと、嘔吐、呼吸困難等の症状がでる場合があります。
- ・スプレー噴霧粒子を吸い込むと有害です。多量に吸い込むと嘔吐・呼吸困難・肺障害などの症状が出ることがあります。
- ・万一多量に吸い込んだ（気分が悪くなった）場合には、新鮮な空気のもとに移動し、気分が回復しないときは商品を持参し（可能であれば、商品を持参し、）、医師の診察を受けてください。

#### 【応急処置】

- ・万一多量に吸い込んだ場合には、新鮮な空気のもとに移動し、気分が回復しないときは医師の診察を受けてください。
- ・眼に入った場合は、こすらずに大量の水で洗い、医師の診察を受けてください。
- ・肌にかかった場合は、すぐに石けん水でよく洗ってください。
- ・使用中に異常を感じた時は使用を中止し、医師の診察を受けてください。

- ② 注意を喚起するために、色分け、読みやすい文字、絵表表示、イラスト、解説図等の併用も考慮する。



(4) 必要に応じて表示すべき注意事項

個々の製品の注意表示事項は、製品の特性により異なるため特に統一せず個々の判断により、潜在的にあるリスクを予防する文言を付加することとする。

【(4)－1 使用方法】

- ・スプレー噴霧粒子は眼や肌を刺激することがあるので、かからないようにしてください。
- ・スプレー噴霧粒子を吸い込まないように風向きに注意して使用してください。
- ・顔の近くで使用しないでください。
- ・着衣のままその衣服に直接スプレーをしないでください。
- ・使用時にはマスクを着用するようにしてください。
- ・人体に使用しないでください。
- ・人体用ではないので、人に向けて使用しないでください。
- ・子供の手の届かないところに保管してください。

【(4)－2 使用量】

- ・( )当たり～秒を目安にご使用ください。  
[ ( )内は塗布面積または1着当たり 等]
- ・室内で大量に使用しないでください。
- ・1缶以上を使用する場合は約○時間の間隔をあけてください。

【(4)－3 使用場所】

- ・風通しのよい屋外で使う。玄関先や車内など空気の溜まりやすい場所では使用しない。
- ・屋外で風上から風下へ使用。
- ・屋内・車内で使用しない。
- ・スプレー噴霧粒子を吸い込まないように風向きに注意し使用して

ください。

- ・スプレー噴霧粒子は吸込むと有害なため、必ず屋外で使用してください。
- ・室内・玄関や自動車内等狭い場所で使用しないでください。
- ・風上に向かって使用しないでください。
- ・ベランダ等で使用する場合、噴霧粒子が室内に流れて入り込まないように注意してください。
- ・飲食物、食器、小児のおもちゃ等にスプレー噴霧粒子がかからないようにしてください。
- ・乾くまで（約～分）換気のよい場所に置いてください。

【(4)－4 使用対象者(乳幼児に対する表示含む。)】

- ・子供やペットは、衣類、布が乾くまで近づけないでください。
- ・乳幼児・高齢者・肺等の呼吸器系機能が低下している人の周辺では使用しないでください。
- ・乳幼児・子供に使用させないでください。乳幼児・子供の近くでは、使用しないでください。
- ・肺に異常のある人は使用を避けるか、やむを得ず使用する場合は特に注意をしてください。

## 5. エアゾール製品の注意事項自主表示例

【保管及び取扱上の注意表示例】

- ・溶剤は引火性ですので火気に十分注意してください。[火気注意]
- ・子供の手の届かないところに保管してください。
- ・直射日光の当たる所、ファンヒーターなどの暖房器具や加熱源の周囲は温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- ・高温にすると破裂するおそれがあり危険です。直射日光の当たる所、ファンヒーターなどの暖房器具や加熱源の付近に放置しないこと。
- ・暖房器具（ファンヒーター 等）の周囲は、温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- ・ファンヒーターの吹出口などに置くと、温度が上がって破裂するおそれがあり危険です。
- ・保管の際は、直射日光の当たる場所や加熱源の付近、錆の発生しやすい水回りや湿気の多い所では破裂の原因となりますので置かないで下さい。（上記の注意事項の表示は、告示の乙欄において「火気等」の部分に具体的例を表示してある場合は、省略できる。）
- ・缶の錆を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- ・缶の錆による破裂を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- ・水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて中味が漏れたり破裂する危険があるので置かないこと。
- ・水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて破裂する危険があります。

- ・冬季の屋外で大量に噴霧した場合は、容器が低温になり凍傷する危険があるので注意すること。
- ・用途以外に使用しないこと。

#### 【廃棄上の注意表示例】

- ・捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押しガスを抜くこと。
- ・捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでガスを抜くこと。
- ・使い終わったあき缶は、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押しガスを抜き捨ててください

### 6. エアゾール製品の・ガス抜きキャップ（中身排出機構）、ガス抜きキャップ（残ガス排出機構）、ガス抜きキャップ（ボタン）装着品の注意事項自主表示例

#### 【使用条件について】

- ・ガス抜きキャップは、製品を使い切ってから使用すること。
- ・ガス抜きキャップは、風通しがよく、広く、火の気の無い屋外で風下に向かって、人にかからないように使用すること。

#### 【表示について】

- ・ガス抜きキャップを使用した製品は、分かりやすく、使用上の注意を表示すること。
- ・中身や噴射剤によって、ペットや植木等に害を及ぼしたり、衣類や玄関タイル等を汚したりする可能性があるものについては、その点について注意表示をすること。
- ・キャップに原液がたまるものについては、その処理方法について表示をすること。
- ・大量に使い残したエアゾール缶の廃棄方法については、メーカー相談室にお問い合わせくださいとの表示をすること。

#### 【ガス抜きキャップの使用による廃棄上の注意表示例】

- ・シューッと音がしなくなるまでスプレーボタンを押して中身を出し切ってください。
- ・ガス抜きキャップのキャップ、ボタン等を使って中身を出し切ってください。

### 7. エアゾール製品の禁止事項及び注意事項の表示例

#### 【禁止事項の注意表示例】

- ・火の中には絶対に入れないで下さい。  
(缶は密封されているので、たとえ空になったと思われるものでも破裂する危険があります。)

- ・火気注意

(火気を使用している室内で大量に使用しないで下さい。また炎に向けて使用しないでください。)

- ・ファンヒーター、暖房機のそばには置かないでください。  
(ストーブやコンロ、湯沸器など、火気の付近に置いたり使用しないでください。破裂の危険があります。)
- ・電子調理器上で使用、保管しないでください。  
(電源が間違っ入ってしまった場合カセットボンベ等が過熱し、破裂する危険があります。)
- ・40℃以上になる所には置かないでください。  
(直射日光の当たる窓の付近では40℃以上になる事がありますので、置かないでください。)
- ・自動車の窓近くなどに置かないでください。  
(夏季の自動車内では、長期間のうちに缶が加熱され、破裂する危険があります。)

#### 【注意事項の表示例】

- ・長期間の置き忘れにご注意ください。  
(押入れや物置など、長期の置き忘れにご注意ください。スチール缶の場合缶が錆びて漏れの原因になることがあります。)
- ・湿気の多い場所には置かないでください。  
(スチール缶の場合、缶が錆びて漏れの原因になることがあります。)
- ・十分に換気を行ってください。  
(閉め切った狭い場所で一時的に大量に使用する場合、必ず換気してください。)
- ・子供の手の届かない場所においてください。

### 8. 家庭用エアゾール防水スプレー製品等のその他の表示事項

#### (1) 内容量

イ. 適正な内容量の表示に関しては、原則として計量法に準ずるものとする。質量表示にあつてはg単位で、体積表示が適切なものにあつてはmL又はCC単位で表示すること。

ロ. 複合剤型のものにあつては、それぞれについて表示すること。

#### (2) 使用回数

標準的な使用方法に基づく、標準的な使用回数を“約”の文字を付して表示しても良い。

#### (3) 使用方法

それぞれの製品に合った適切な使用方法を表示すること。

#### (4) 製造番号 等

ロットの追求ができるよう、製造番号又は製造記号を表示すること。

#### (5) 事業者名 等

販売業者名(又は製造業者名)及び住所、電話番号を表示すること。消費者の問合せ、苦情処理の対応を図るため販売業者は、お客様相談室、ホームページ等を表示することが望ましい。

#### (6) 法規等による表示規制

## 関連する法規制等による義務表示

- ① 高圧ガス保安法
- ② 消防法

## 業界の自主基準による表示

- ① 「圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールに関する自主基準」1997年（平成9年10月1日）制定、2012年（平成24年1月18日）改訂
- ② 「エアゾール製品表示要領」1997年（平成9年9月30日）制定
- ③ 「エアゾール製品の識別表示ガイドライン」2001年（平成13年1月5日）制定
- ④ エアゾール製品に装着する「中身排出機構（ガス抜きキャップ）の安全性に関するガイドライン」2005年（平成17年10月3日）制定

## 各関連業界の自主基準の確認

- (7) 原則として表示は、使用時においても容易に読み取ることができるよう製品に表示しなければならない。使用時の製品に表示することが困難なものにあつては、表示がなされている容器又は包装等（個装箱、ステッカー、シール、説明書、ブリスターパック）を使用期間中保管する旨の表示をすること。
- (8) 当該製品に関し虚偽もしくは誤解を招く恐れのある表示をしてはならない。なお、当該製品に関連する広告、パンフレットなどの表示においても同様とする。
- (9) 特定用語の使用できないものについて
  - ① 「万能」、「万全」、「なんでも」、「どんな」、「あらゆる」等の、用途又は効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に使用することはできない。
  - ② 「完全」、「100パーセント」、「絶対」、「皆無」等の全く欠けることがないことを意味する用語は、断定的に使用することはできない。
  - ③ 「安全」、「安心」、「無害」、「無臭」、「無公害」、「全く心配がない。」等の、安全性を強調する用語は、断定的に使用することはできない。
  - ④ 「日本ではじめて」、「ナンバーワン」、「いちばん」等の優位性を意味する用語は客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用することはできない。
  - ⑤ 「最高」、「最大」、「最小」、「最少」、「最優秀」等の最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用することはできない。
  - ⑥ 「永久」、「永遠」、「不変」、「いつまでも」、「パーマネント」等の永久に持続することを意味する用語は使用できない。
- (10) 特定事項の表示について
  - ① 品質、性能、効果等について、他の商品と比較表示する場合には、客観的、科学的事実に基づく根拠がなければならない。
- (11) 不当表示の禁止



- ① 客観的な根拠なしに特別の品質であるかのような表示をしてはならない。
  - ② 性能、効果の範囲を超えて表示してはならない。
  - ③ 表示に際しては、当該表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有しておき、提出できるようにしておくこと。
- (12) 警告指示文表現の一般的留意点
- ① 正しく読みとられるための配慮
    - ・単文構造で、一文節は短く。
    - ・敬語や謙譲語は使わない。
    - ・能動態表現とする。
    - ・専門用語・技術用語は必要最小限にする。
    - ・安心、安全の強調は誤解や誤使用を招く恐れがあるので控える。
    - ・定性的でなく、定量的な指示表現とする。
    - ・消費者の理解度を適切に評価する（パネル評価）。
  - ② 読む気にするための配慮
    - ・分かりやすい言葉で、話しかけるように表現する。
    - ・重要度の高い順に記載する。特に重要な警告にあっては、表（正面）ラベル又は裏ラベルの目立つ場所に記載することが望ましい。
    - ・関連性の高い内容は、まとめて『使用上の注意』と事故発生時の『応急処置』と区分して表示することが望ましい。
    - ・注意を喚起するために、色分け、読みやすい文字、絵表示、イラスト、解説図等の併用も考慮する。
    - ・あまり重要でない事項まで表示を行うと、真に重要な事項の告知が希薄になる恐れがある。

## [製造基準]

### 第六条

製造にあたっては、人為的な誤りの防止、汚染及び品質低下の防止、品質の保証等に十分配慮すること。

そのために、次の諸事項に留意すること。

#### 1. 構造、設備

- (1) ちり、粉塵等が製品に混入しないよう、構造上の注意を払うこと。
- (2) 品質管理のために必要な試験室や設備を備えていること。  
ただし 他の試験・研究機関等を利用して自己の責任において試験を行う場合はこの限りではない。

#### 2. 管理

- (1) 製造管理責任者と品質管理責任者を指定し、責任体制を明確にすること。
- (2) 作業員に対する教育及び訓練を十分に行うこと。
- (3) 製造の標準書及び作業手順書を設定し、これにそって作業を行うこと。

- (4) 試験実施計画を作成し、計画的に品質管理のための試験、検査を実施すること。
- (5) 設備、器具等を定期的に点検整備すること。
- (6) ロットの追求が行えるような作業体制とし、その記録を整備すること。このため、
  - ① 各作業工程、例えば秤量、原材料の受払い等の際に十分なチェックを行うこと。
  - ② 製造工程の最終段階における品質チェックを十分行うこと。
- (7) 出荷後の製品の品質チェックのため、必要な検体を適当な条件下で、製品の流通期間を考慮して十分な期間保存すること。
- (8) 記録を整備し、少なくとも3年間保管すること。
- (9) 製品に対する苦情を含めた必要な情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理の改善に役立てること。
- (10) 製造を他に委託する場合は、委託者が製造及び製品についての責任をもち、検体、記録等の保管責任にあたること。
- (11) 各作業室は、混同や手違いが起きぬよう、原材料、器具等を所定の場所に整理すること。
- (12) 成分及びその含有量等については、安全性が次の諸点において確認されていること。
  - ① 使用される成分は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく既存化学物質又は公示化学物質、「労働安全衛生法」の公表化学物質並びに天然物及びその抽出物であること。
  - ② 製品は、「毒物及び劇物取締法」第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物であってはならない。
  - ③ 製品の安全性の確認にあたっては、製品又は成分について必要と思われる毒性等についての試験データを保持すること。この場合、安全性に関する既存文献又は原料供給会社等から提供された信頼性ある資料であってもよい。

#### [消費者対応]

第七条 販売業者（又は製造業者）は、消費者対応窓口を設置すること。

#### [関連文書・関連法規]

第八条 家庭用エアゾール防水スプレー等の安全性を確保するために、本自主基準のほかに関連文書、関連法規を遵守すること。

##### 1. 関連文書：

「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）」  
（平成27年3月改訂）

「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」（平成9年1月改訂）

2. 関連法規：

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律  
消費生活用製品安全法  
消費者基本法  
製造物責任法（PL法）  
毒物及び劇物取締法  
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律  
高圧ガス保安法  
消防法  
労働安全衛生法  
計量法  
日本工業標準化法（JIS）  
環境基本法  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
容器包装リサイクル法  
資源有効利用促進法  
不当景品類及び不当表示防止法

[付 則]

第九条

1. 本自主基準は、家庭用エアゾール防水スプレー製品等に関する吸入による中毒事故防止等の安全を確保するために制定したものである。
2. 本自主基準は、家庭用エアゾール防水スプレー製品等の吸入による中毒事故防止等の安全性確保に関する条件の一部を特に定めたものである。  
個々の製品の絶対的安全性・有効性及び安定性を保証するものではない。  
製品の安全性・有効性及び安定性については、個々の製品の特性や、予想される使用条件などを考慮して、個々のメーカーがその実現について責任をもつものとする。
3. 本自主基準は、家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性に関する知見が得られ次第迅速に改廃を行うものとする。  
改廃に当たっては、一般社団法人日本エアゾール協会及び防水スプレー連絡会・小委員会で協議して行う。
4. 本自主基準は、平成 27 年 3 月 12 日理事会の承認以降、製造するものについて適用する。  
なお、承認以降の製造に当たっては、速やかに本自主基準を遵守して、実施するものとする。

[制定・改訂履歴]

第十条 (1) 1992年(平成4年)暮からスキーシーズンにかけて、スキーウェアに防水スプレーを使用した際に、呼吸困難、咳などの呼吸器系症状を主訴とした急性中毒事故が急増、中毒事故が発生したため、厚生省、国立衛生試験所、日本中毒情報センター及び日本エアゾール協会、防水スプレーメーカー、撥水剤メーカー、充填製造会社から構成された、「防水スプレー連絡会・小委員会」を設立して協議を行い、その中毒事故の原因究明を行うとともに、より安全性の高い製品を製造するために必要な諸要素を明らかにするために、調査研究、検討会が行われました。

1994年(平成6年)8月18日当連絡会は、防水スプレー等による健康被害の再発防止を目的とした「エアゾール防水剤の安全性向上のための暫定指針」を策定。

(2) 2013年(平成25年)4月4日独立行政法人 国民生活センターによる「フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性―防水効果をうたっていない商品について―」注意喚起報道発表がされました。

消費者安全法の重大事故として、UVスプレー(衣類用)使用による肺障害(重症)1例を公表され、「衣類用スプレー製品」の中毒事故のリスクが高いもの等があったことから、事業者及び行政に対し「防水スプレー」に準じた安全対策を行うよう要望が出されました。

2013年(平成25年)8月8日厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室より「防水スプレー安全確保マニュアル作成手引き見直しに関する検討会」開催要請及び2013年(平成25年)12月17日「平成25年度第1回 家庭用品安全確保マニュアル(防水スプレー等)検討会」が開催され、厚生労働省「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を基本に、再発防止見直し検討会が開催された。

防水スプレー連絡会・小委員会は、「エアゾール防水剤の安全性向上のための暫定指針」の見直し検討を行い、「家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準(案)」を策定し、家庭用品安全確保マニュアル(防水スプレー等)検討会」に意見書として提出する。

2015年(平成27年)3月12日制定日として、3月16日理事会において承認されました。

(3) 公表前に検討資料見直しが継続的に行われ、安全確保マニュアル作成手引き資料と、自主基準の整合を図り、2015年(平成27年)9月30日厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室より「家庭用防水スプレー等安全確保マニュアル作成手引き(第3版)」が公表されました。

公表を受けて、「家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準」の記載内容の改訂及び[制定・改訂履歴]の追加改訂を行い2016年(平成28年)3月7日理事会において承認される。

以上